

連 結 貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,844,109	流 動 負 債	8,039,105
現金及び預金	2,511,864	短期借入金	7,415,534
営業貸付金	12,005,691	未払金	331,153
販売用不動産	5,368,808	未払法人税等	143,331
未収収益	74,276	前受収益	40,029
その他の	188,768	賞与引当金	11,575
貸倒引当金	△305,299	その他	97,481
固 定 資 産	1,761,213	固 定 負 債	3,222,122
有 形 固 定 資 産	1,345,912	長期借入金	3,142,574
建物	943,231	退職給付に係る負債	34,182
土地	372,797	役員退職慰労引当金	19,780
その他	29,883	その他	25,586
無 形 固 定 資 産	19,722	負 債 合 計	11,261,228
ソフトウェア	11,950		
その他	7,771	(純 資 産 の 部)	
 		株 主 資 本	10,130,124
投 資 其 他 の 資 産	395,578	資本金	585,950
投資有価証券	100,730	資本剰余金	524,950
破産更生債権等	252,916	利益剰余金	9,019,224
繰延税金資産	124,134	 	
その他	60,387	その他の包括利益累計額	△15,227
貸倒引当金	△142,591	その他有価証券評価差額金	△15,227
 		非支配株主持分	229,197
資 産 合 計	21,605,322	純 資 産 合 計	10,344,094
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,605,322

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
営 業 貸 付 金 利 息	745,789	
貸 付 事 務 手 数 料	204,110	
不 動 産 再 生 収 入	9,636,550	
そ の 他	110,517	10,696,967
営 業 費 用		
資 金 原 価	190,965	
不 動 産 再 生 原 価	7,907,411	
そ の 他	522,895	8,621,272
営 業 総 利 益		2,075,695
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		895,506
営 業 利 益		1,180,188
営 業 外 収 益		
違 約 金 収 入	30,213	
そ の 他	10,123	40,336
経 常 利 益		1,220,525
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損		10,776
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,209,748
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	379,508	
法 人 税 等 調 整 額	△25,715	353,793
当 期 純 利 益		855,954
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		△69,656
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		786,298

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当期首残高	585,950	524,950	8,281,005	9,391,905
当期変動額				
剰余金の配当			△48,080	△48,080
親会社株主に帰属する当期純利益			786,298	786,298
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	738,218	738,218
当期末残高	585,950	524,950	9,019,224	10,130,124

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当期首残高	△13,502	△13,502	160,692	9,539,096
当期変動額				
剰余金の配当				△48,080
親会社株主に帰属する当期純利益				786,298
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,725	△1,725	68,504	66,779
当期変動額合計	△1,725	△1,725	68,504	804,998
当期末残高	△15,227	△15,227	229,197	10,344,094

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社エフ・アール・イー
株式会社YOUスタイル

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～29年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社は役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 不動産再生事業

不動産再生事業においては、主に不動産担保融資に特化した金融事業から入手する物件情報に、付加価値を高め魅力ある商品として販売しております。一般的な不動産の売買以外に、稼働率が低下した不動産を、付加価値を高め魅力あるものに再生して販売しております。不動産再生事業において販売する不動産は、予め顧客と合意した仕様に従う物件を引渡し、所有権移転を完結するという単一の履行義務を負っております。従って不動産再生事業においては、不動産の引渡しを行った時点で収益を認識しております。

また、取引に関する支払条件は、通常収益認識時点にて到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、引渡し後も不動産に対する保証（瑕疵担保責任等）は継続しますが、これは、不動産が合意された期間にわたり品質を保証するものであるため、同一の履行義務と認識しております。

ロ. ホテル事業

ホテル事業においては、主にホテルの経営・運営並びにそれらに付帯するサービスを提供しております。これらサービスの提供は、顧客にサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、取引に関する支払条件は、通常1ヶ月内にて到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。

ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号令和3年8月12日）を適用する予定であります。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金の見積り

①当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

貸倒引当金 447 百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1.算定方法

貸倒引当金の算出方法は、「③重要な引当金の計上基準 イ. 貸倒引当金」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も踏まえ、当社は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を担保処分可能額に反映し、貸倒引当金を計上しております。

2.主要な仮定

主要な仮定は、「貸出先の担保処分に伴う回収可能額」であります。「貸出先の担保処分に伴う回収可能額」は、各債務者の収益獲得能力及び担保不動産の状況を個別に評価し、設定しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響については、当連結会計年度末においても、当感染症の収束が見通せない状況にあることから、翌連結会計年度も継続するものと想定しております。このような状況下において、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して見積りを行っております。

3. 翌年度の連結財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 不動産再生事業における販売用不動産の評価

① 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

販売用不動産 5,368 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1. 算定方法

不動産再生事業における販売用不動産の評価にあたっては、当該物件に係る販売計画を基礎として見積りを行っております。

2. 主要な仮定

不動産再生事業における販売用不動産の評価にあたっては、当事者同士での交渉の結果として、販売計画が達成可能であるとの仮定を置いています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響については、当連結会計年度末においても、当感染症の収束が見通せない状況にあることから、翌連結会計年度も継続するものと想定しております。このような状況下において、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して見積りを行っております。

③ 翌年度の連結財務諸表に与える影響

不動産の需要状況及び新型コロナウイルス感染症の状況や、経済への影響等に用いた仮定が変化した場合は、販売価額が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産 648,065 千円

② 担保に係る債務

短期借入金 43,320 千円

長期借入金 718,460

計 761,780

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 137,818 千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	3,005,000 株	3,005,000 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和3年6月23日 定時株主総会	普通株式	33,055	11.0	令和3年 3月31日	令和3年 6月24日
令和3年10月25日 取締役会	普通株式	15,025	5.0	令和3年 9月30日	令和3年 11月30日
計		48,080			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和4年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・33,055千円

(ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・・・・・・・・・・・11.0円

(ハ) 基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年3月31日

(ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年6月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額60,000千円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時 価(※)	差 額
① 営業貸付金及び未収収益 貸倒引当金	12,079,967 △305,299		
	11,774,668	12,130,163	355,495
② 投資有価証券 その他有価証券	40,730	60,244	19,513
③ 破産更生債権等 貸倒引当金	252,916 △140,681		
	112,235	112,235	—
④ 短期借入金	(7,415,534)	(7,415,534)	—
⑤ 長期借入金	(3,142,574)	(3,136,110)	(△6,463)

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 営業貸付金及び未収収益

期末日現在の残高について回収可能性を加味した元利金の見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値を時価としております。

ただし、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

② 投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっております。

③ 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

④ 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,366円 02銭
1株当たり当期純利益	261円 66銭

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。